幼稚園・認定こども園（教育）

保育料等一覧表

教育認定を受けた3歳以上の子どもに係る副食費免除について　〔月額〕

<table>
<tr><th rowspan="2">階層区分</th><th rowspan="2">世帯の状況
※祖父母等のいずれかの所得割課税額を含む場合あり</th><th colspan="2">保育料</th><th>副食費</th><th rowspan="2">主食費</th></tr>
<tr><th>国基準額</th><th>浜田市基準額</th><th>副食費徴収免除有無のための区分判定</th></tr>
<tr><td>第1</td><td colspan="2">生活保護世帯</td><td rowspan="5" colspan="2">すべて無料</td><td rowspan="3">無料</td><td rowspan="5">施設へ支払う
第3子以降
無料</td></tr>
<tr><td>第2</td><td>市町村民税非課税世帯
（所得割非課税世帯含む）</td><td>ひとり親世帯　又は
在宅障がい児（者）のいる世帯</td></tr>
<tr><td>第3</td><td>市町村民税
所得割課税額
77,100円以下</td><td>ひとり親世帯　又は
在宅障がい児（者）のいる世帯</td></tr>
<tr><td>第4</td><td colspan="2">市町村民税所得割課税額
211,200円以下</td><td rowspan="2">施設へ支払う</td><td rowspan="2">第3子以降
無料</td></tr>
<tr><td>第5</td><td colspan="2">市町村民税所得割課税額
211,201円以上</td></tr>
</table>

【第3子以降について】
年齢制限なし。別生計であっても数える。ただし、離婚により別生計になった場合は除く。

【備考】
「市町村民税所得割課税額」は、住宅借入金特別控除・配当控除・寄附金控除等（調整控除額・税額調整措置の額は除く）の税額控除前の額となります。